笠置町監査委員告示第7号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年7月25日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の 規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和5年6月30日(金)

午前9時20分から午前10時47分まで

監 査 対 象 1 地域活性化起業人について

収受資料等 なし

2. 監査内容

令和5年5月定期監査において、地域活性化起業人に係る実績報告及び支出処理等について報告を求めたところ、内容について不明瞭であり到底納得でき得る内容ではなかった。活動内容・成果等を充分に精査されているのか、どのような証左を元に公金を支出しているのか、採用基準等について疑義があることから本件について改めて伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

【1 設置要綱及び協定書について】

参事兼総務財政課長事務取扱から次のとおり説明を受けた。笠置町地域活性化起業人設置要綱の一部を6月1日から改正して、起業人の服務、町の役割、活動報告に係る文言を記載して、協定書との整合性を図っている。また、起業人に係る評価報告書を笠置町として作成していなかったため早急に改善を図りたい。なお、6月以降における起業人の必要性としては、起業人がまちづくり会社の支援、各種事業、イベント実施等に携わることで、職員の業務負担を減らすという意味ではなく、専門的な視点及び民間企業の繋がり等を活かすことが可能であると伺っている。

まず、設置要綱及び協定書については重複している箇所や、均衡を欠いた表現等が見受けられることから再調されたい。また、国の要綱には受け入れ自治体に対して起業人に係る確認結果を連絡すると記されているが笠置町宛てに連絡がないとのことであったので早急に確認されたい。

【2 研修員の採用について】

6月から地域活性化起業人として笠置町に派遣されている方は派遣元の代表取締役であるが、本制度における対象者は「三大都市圏に所在する企業等の社員」と定義付けられていることから、代表取締役が派遣対象から除外されるという直接的な記載が国の要綱にはなかったと伺っている。また、派遣元の会社についても実際に運営されているが、四六時中、笠置町の起業人として業務に従事していては本業である会社運営に支障が起こり得ることから、勤務時間数の見直しの必要性について、庁内で協議をしているとのことであった。本件については精査の上、改めて報告を願う。

本制度は起業人が有するノウハウや知見を活かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等に繋がる業務に従事してもらい地域活性化を図るものであるから、派遣元企業の業務内容、組織構成等を当然に笠置町は把握をした上で、派遣依頼をしている筈であるが、笠置町が何を得ることを望んで派遣依頼をしたのかは未だに不明瞭

であることから早急に整理されたい。職員不足を補うがために利用する制度でないことは従前から意見を付しているが、改めて認識されたい。

最後に、付した意見を全て解消することは困難であると推量するが、行政側には 本件に係る問題を改めて認識していただき、現状維持ではなく課題解決に向けて邁 進されたい。

以 上